

横浜港をご利用の皆様へ

強制水先の緩和に伴い、平成27年8月1日(土)から 横浜港の入出港に関するルールが変わります

強制水先の緩和について

平成27年8月1日から、横浜川崎区の横浜港部分における強制水先対象船舶が、総トン数3,000トン以上から総トン数10,000トン以上(危険物積載船は除く)の船舶に緩和されることになりました。危険物積載船については、総トン数300トン以上が強制水先対象船舶となります。



横浜港に入港する際は、「**横浜港入出港の手引き**」をご確認の上、安全運航を心掛けてください。

※ 最新の手引きは横浜市港湾局HPから閲覧できます。

URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/>

[yokohamakounyuusyukkounotebiki.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/yokohamakounyuusyukkounotebiki.html)



水先人が乗船しない船舶について

1. 総トン数10,000トン未満の船舶(危険物積載船については、総トン数300トン未満の船舶)の船長は、「水先人」を、必要に応じて要請してください。
(※ 特に輻輳する時間帯(06:00～09:00・16:00～18:00)に入出港する船舶の船長は、必要に応じて要請してください。)
2. 水先人が乗船しない船舶の船長は、「タグボート」「綱取りボート」をできる限り要請してください。
3. 水先人が乗船しない船舶で、入港経験が過去1年間に2回以内(入出港で4回)の船長は、「タグボート」を要請してください。
 - ◇ 当日のタグボートの要請には、タグボート会社に対応できない場合があります。
 - ◇ 水先人を要請せず入港する船舶の船長は、本紙に掲載されている事項を遵守するとともに、港湾管理者、船会社及び船舶代理店等から入港経験を問われた場合には申告をしてください。
 - ◇ 横浜航路からの入港が集中する7時30分からの入航時間帯については、原則として「水先人が乗船する船舶」を優先します。
なお、横浜航路の入航時間帯に入航できる船舶の隻数に制限があります。入港を希望しても入航できない場合があります。

横浜航路から入港する船舶の順番について

横浜航路の船舶交通が輻輳する時間帯(午前6時～午前9時)においては、入港する船舶の順番を事前に決定します。横浜港における船舶の安全航行のため、各船舶は決められた順番どおりに横浜航路に入航してください。

決定した順番は横浜海上保安部MICS(沿岸域情報提供システム)及び横浜市港湾局HPで確認することができます。

また、船舶に対してはAIS及び国際VHFでも情報提供を行います。

横浜海上保安部MICS: http://www6.kaiho.mlit.go.jp/yokohama/public_html/pc/yokohama_index.html

横浜市港湾局HP: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/yokohamakounyuusykkounotebiki.html>



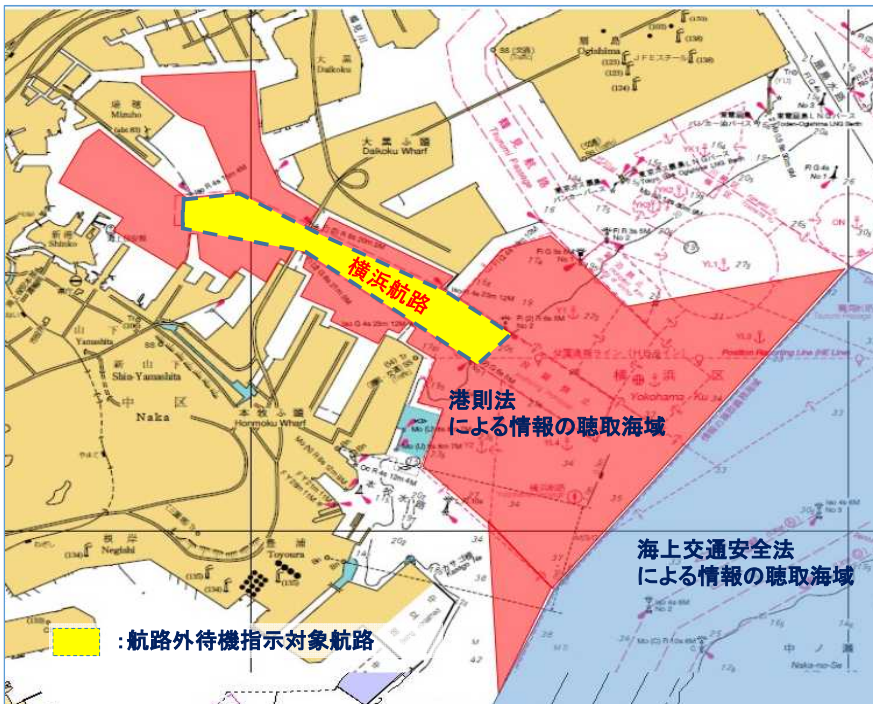
横浜航路及び周辺海域の管制が変わります(情報の聴取義務、航路外での待機の指示)

港則法施行規則の一部改正によって、平成27年8月1日から、横浜航路及び周辺海域では、港長が提供する情報の聴取が義務化されます。

この海域を航行する**特定船舶**(小型船及び雑種船以外の船舶であって、総トン数500トンを超える船舶)は、港長からの情報を聴取し、自ら安全を確保して航行しなければなりません。

危険を防止するため必要なときは**勧告**を行うことがあります。また、勧告に基づいて講じた措置については**報告**を求めることがあります。

航路内の船舶交通の安全を図るため、船舶に対して航路の外で待機するよう指示する場合があります。待機の指示に従わなかった場合には罰則が科せられることがあります。



提供する情報は次の通りです。

<提供される情報>

- ・ 交通方法に関する情報
- ・ 交通障害の発生に関する情報
- ・ 危険な海域に関する情報
- ・ 操縦性能が制限されている船舶の航行に関する情報
- ・ 著しく接近する他の特定船舶の動静に関する情報
- ・ その他航海に必要と認められる情報

情報提供や勧告は、主としてVHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話等の方法でも行う場合があります。

※ 待機の指示は、海上保安部から、主としてVHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話や信号等の方法でも行う場合があります。

お問い合わせ先

関東運輸局 海上安全環境部
横浜海上保安部 航行安全課
横浜市港湾局 港湾管財部 管財第二課

電話: 045-211-7232
電話: 045-201-8180
電話: 045-671-7130